

現場代理人の常駐義務の緩和措置の改正について

○真岡市建設工事請負契約約款第11条に基づく現場代理人について、常駐義務の緩和措置を下記のとおり改正いたします。

【他の工事との兼任を認める措置】『建設工事における技術者等の配置基準』抜粋

現 行	改 正 後
真岡市が発注する <u>工事</u> で、次のいずれかの場合は兼任を認めるものとします。 ただし、～ 以下略	<u>真岡市又は市内各土地区画整理組合の発注する工事</u> で、次のいずれかの場合は兼任を認めるものとします。 ただし、～ 以下略

※兼任を認めた工事において、上記事項に対する違反や、施工管理の不徹底に起因する事故の発生など現場体制が不備と認められる場合は、緩和措置を取り消し新たな現場代理人の配置を求めることがあります。

○適用時期について

平成29年4月1日以降に入札（開札）する案件から適用いたします。
（平成29年3月中の公告・指名通知より適用）